

令和 7 年度処遇改善手当について

1) 職員に支給する加算額について

処遇改善等加算は障害福祉サービス種別ごとの介護給付費に定められた係数を乗じた金額が交付されます。7 年度、多摩療護園には概算で 52,000,000 円程が交付される予定です。この金額を定められたルールに則って職員に配分します。なお、実際に職員に配分される額は、52,000,000 円に係る法定福利費用を差し引いた 46,800,000 円となります。

※実際の法定福利費用は 15%から 16%となりますが、今年度は差し引く額を 10%とし、その分職員への支給額を増やしています。

※全ての金額は令和 6 年度の収入を元に試算しています。このため、利用者の動向により支給額は変動します。

2) 支給方法について

職員に支給する手当等は以下のとおりとなります。

①定期昇給分

令和 6 年度から 7 年度の定期昇給額は全体でおおよそ 7,500,000 円となります。まず初めに処遇改善等交付金をこの原資に充当します。その後残額を月額手当及び年度末手当として支給します。

②月額手当の配分金額

以下の金額を支給します。全体で手当総額概算は年額 37,000,000 円程となります。

生活支援員（正規職員）	月額 28,000 円
同（生活部非常勤職員）	月額 40,000 円
同（地域福祉部非常勤）	月額 34,500 円
看護師	月額 8,000 円
OT、PT	月額 21,000 円
相談支援員	月額 26,000 円
庶務、給食、洗濯	月額 21,000 円

※生活支援員の非常勤職員及び庶務、洗濯非常勤職員の手当支給対象は週 30 時間以上勤務者となります。

③年度末手当

46,800,000 円から定期昇給概算 7,500,000 円及び月額手当総額 37,000,000 円を減じた残額に法人の上乗せ負担額を乗せた 2,400,000 円程を年度末手当として支給します。対象は生活支援員（正規・非常勤）及び庶務、給食、洗濯職員で前年の年収が 440 万円以下の者となります。また、個々の配分金額は自己評価制度の結果に基づき格差がつけられます。